

食安輸発第0630001号

平成20年6月30日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年6月24日付け食安輸発第0624002号）により実施しているところですが、本日、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成20年6月30日厚生労働省告示第351号）が公布され、農薬テブコナゾールに係る残留基準が改正されたことに伴い、韓国産青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）に係るテブコナゾールを検査命令項目から除外し、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。